

松江市告示第 207 号

松江市有機 JAS 認証拡大支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市有機 JAS 認証拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市有機 JAS 認証拡大支援事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則 48 号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機農産物 有機農産物の日本農林規格（平成 12 年農林水産省告示第 59 号。以下「有機 JAS 規格」という。）第 3 条に規定する有機農産物をいう。
- (2) 有機 JAS 認証 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）の規定に基づく登録認証機関が、有機 JAS 規格に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、当該農業者が生産する農産物について有機農産物であることの表示を認めることをいう。
- (3) 有機 JAS 認証既存取得者 令和 2 年度までに有機 JAS 認証を取得し、又は更新している者をいう。
- (4) 県要綱 島根県が制定した有機 JAS 認証拡大支援事業費補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 22 日付け産支第 26 号）をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助対象経費、補助金の申請限度、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市有機 JAS 認証拡大支援事業費補助金
補助金交付の目的	有機 JAS 認証取得に要する経費及び有機農産物の生産拡大、取引拡大等に対する取組に要する経費の一部を補助することにより、有機 JAS 認証

	取得を促進し、有機農業の拡大を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	<p>市内のほ場を対象とした次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 有機 JAS 認証取得事業</p> <p>ア 令和 4 年度における有機 JAS 認証の新規取得。ただし、持続的生産強化対策事業実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知)に定める有機農業推進総合対策のうち、有機農業新規参入者技術習得支援事業(以下「国事業」という。)の支援対象要件を満たしていない場合又は国事業に応募したものの採択されなかった場合に限る。</p> <p>イ 令和 2 年度又は令和 3 年度に有機 JAS 認証を取得した場合における事業年度内の有機 JAS 認証の更新</p> <p>ウ 有機 JAS 認証既存取得者が行う有機 JAS 認証ほ場の面積拡大による有機農産物の生産拡大。ただし、前年度の有機 JAS 認証ほ場全体の面積に対し、純増する場合に限る。</p> <p>(2) 有機農産物生産拡大事業</p> <p>次に掲げる有機 JAS 認証取得者が行う有機農産物の生産拡大を図るための取組とする。</p> <p>ア 有機栽培技術の習得に必要な技術実証等</p> <p>イ 有機農産物の新規販路開拓及び取引拡大活動</p> <p>ウ 先進地調査</p> <p>エ その他市長が必要と認める取組</p>
補助対象経費	<p>(1) 有機 JAS 認証取得事業</p> <p>ア 令和 4 年度における有機 JAS 認証の新規取得</p> <p>(ア) 有機 JAS 認証取得に要する経費(振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費及び認証シール代を除く。)</p> <p>(イ) 有機 JAS 講習会受講料(事業年度内に初めて受講するものに限る。)</p> <p>イ 令和 2 年度又は令和 3 年度に有機 JAS 認証を取得した場合における事業年度内の有機 JAS 認証の更新</p> <p>有機 JAS 認証の更新に要する経費(振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費及び認証シール代を除く。)</p> <p>ウ 有機 JAS 認証既存取得者が行う有機 JAS 認証ほ場の面積拡大に</p>

	<p>よる有機農産物の生産拡大</p> <p>有機 JAS 認証取得に要する経費(振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費及び認証シール代を除く。)</p> <p>(2) 有機農産物生産拡大事業</p> <p>有機 JAS 認証取得者が行う有機農産物の生産拡大を図るための取組に要する経費</p>
補助金の申請 限度	<p>(1) 有機 JAS 認証取得事業</p> <p>令和 2 年度又は令和 3 年度を含め、3 回を限度とする。ただし、有機 JAS 認証の新規取得において国事業を活用した場合は、2 回を限度とする。</p> <p>(2) 有機農産物生産拡大事業</p> <p>令和 2 年度又は令和 3 年度を含め 4 回を限度とし、それぞれアからエまでの補助対象となる取組につき 1 回を限度とする。</p>
交付の率又は 金額	<p>(1) 有機 JAS 認証取得事業</p> <p>ア 令和 4 年度における有機 JAS 認証の新規取得</p> <p>補助対象経費の全額とし、10 万円を上限とする。</p> <p>イ 令和 2 年度又は令和 3 年度に有機 JAS 認証を取得した場合における事業年度内の有機 JAS 認証の更新</p> <p>補助対象経費の 2 分の 1 の額(1,000 円未満切捨て)とし、5 万円を上限とする。</p> <p>ウ 有機 JAS 認証既存取得者が行う有機 JAS 認証ほ場の面積拡大による有機農産物の生産拡大</p> <p>補助対象経費の 2 分の 1 の額(1,000 円未満切捨て)とし、10 万円を上限とする。</p> <p>(2) 有機農産物生産拡大事業</p> <p>補助対象経費の 2 分の 1 の額(1,000 円未満切捨て)とし、40 万円を上限とする。</p>
終期	令和 5 年 3 月 31 日
補助事業者の 範囲	県要綱別表に定める「事業実施主体」の要件を満たす者のうち、市内に住所を有するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。